

人事委員会給与報告（令和2年12月16日）の概要について

○ 報告のポイント

～ 月例給の改定なし ～

- ・ 月例給の公民給与の格差は $\Delta 33$ 円 ($\Delta 0.01\%$)
- ・ 給料表等の改定は見送り

<報告の主な内容>

1 職員給与と民間給与との比較

- 月例給（毎月きまって支給される給与）

職員(※1)と、これに類似する民間従業員（事務・技術関係職種）の本年4月分の給与月額について、役職段階、学歴、年齢が同じ者同士を比較（ともに本年度の新規学卒の採用者を除く。）

職員の給与 (A)	民間従業員の給与 (B)	較差 (B) - (A)	
		較差額	較差率(※2)
394,940 円	394,907 円	$\Delta 33$ 円	$\Delta 0.01\%$

※1 職員給与算定の基礎となる行政職給料表(1)及び学校行政職給料表適用職員（行政職員）

※2 民間従業員の平均給与月額が、公民比較の対象となる行政職員の平均給与月額を、どの程度上回っている（又は下回っている）かを示した割合

2 本年の月例給の改定

公民給与の較差が小さく、給料表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難であることから、改定なし